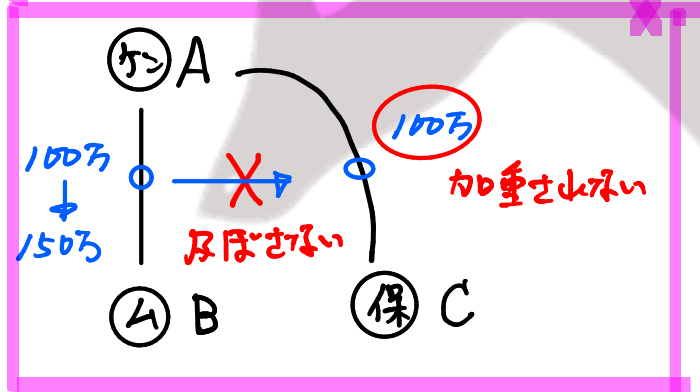


保証 宅建 R02(10)-07-2 <<#970>>

【問】正誤をつけよ。

主たる債務の目的が保証契約の締結後に加重されたときは、保証人の負担も加重され、主たる債務者が時効の利益を放棄すれば、その効力は連帯保証人に及ぶ。

★ 例外



【答え】誤り

《ポイント》 保証人の負担と主たる債務の目的又は態様

1 保証人の負担が債務の目的又は態様において主たる債務より重いときは、これを主たる債務の限度に減縮する。

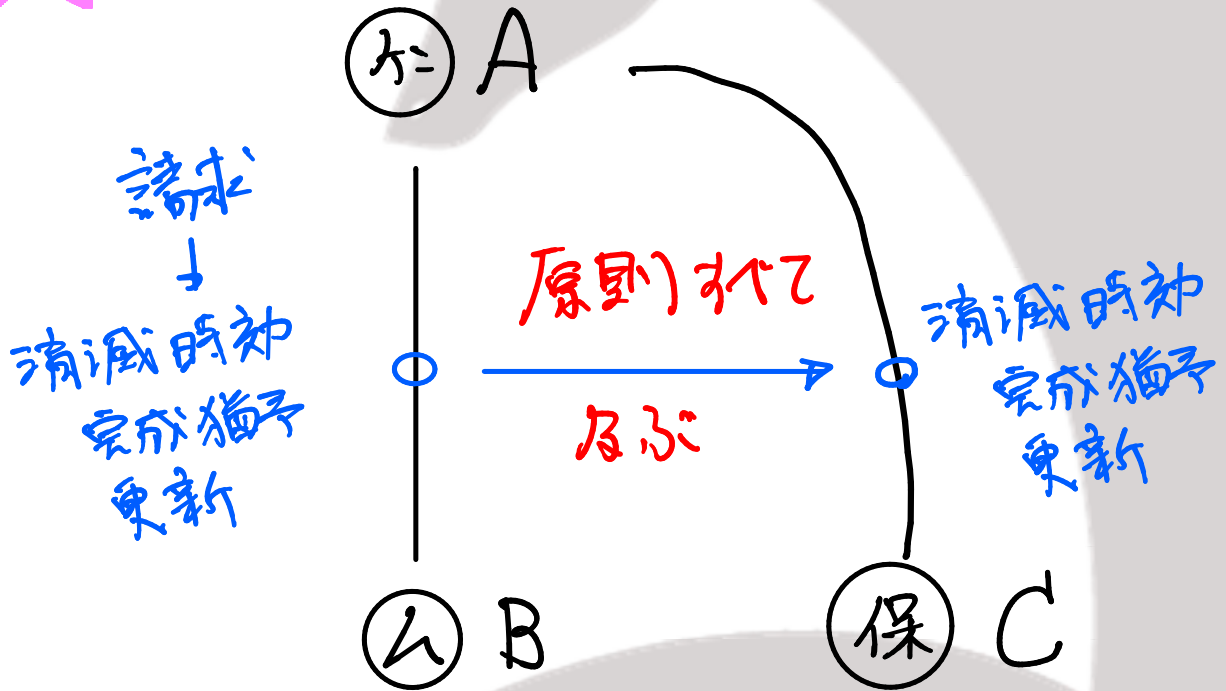
2 主たる債務の目的又は態様が保証契約の締結後に加重されたときであっても、保証人の負担は加重されない。

⇒ 主たる債務者が主たる債務について時効の利益を放棄しても、その効果は保証人には及ばない

★ <<ポイント>> 保証債務の付従性

主たる債務者に生じた事由の効力は、原則として保証人にも効力が及ぶ。

e.g. 主たる債務の消滅時効の完成猶予及び更新



【渋谷会】おすすめ講座

令和6年版『宅建これだけで合格セット』

宅建基幹講座(インプット) & 宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット

宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

<https://shibuyakai.com/>

解説

暗記